

## 鳥取大学附属学校校（園）長候補者選考規程

### （趣旨）

第1条 この規程は、鳥取大学の管理運営に関する規則（平成16年鳥取大学規則第57号）第26条第8項及び鳥取大学附属学校部運営委員会規則（平成16年鳥取大学附属学校部規則第1号）第2条第3号の規定に基づき、附属幼稚園長候補者、附属小学校長候補者、附属中学校長候補者及び附属特別支援学校長候補者（以下「校（園）長候補者」という。）の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

### （選考の時期）

第2条 校（園）長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- 一 校（園）長の任期が満了するとき。
- 二 校（園）長の辞任の申し出を、学長が承認したとき。
- 三 校（園）長が欠員となったとき。

### （選考委員会）

第3条 校（園）長候補者を選考するため、選考委員会を設ける。

2 選考委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 附属学校部長
- 二 当該附属学校（園）の教員 3人（附属幼稚園においては2人）
- 三 鳥取大学附属学校部運営委員会規則第3条第1項第3号の委員

3 前項第1号及び第3号に掲げる委員が校（園）長候補者となったときは、当該委員は、委員を辞任するものとする。

### （委員長）

第4条 選考委員会に委員長を置き、附属学校部長をもって充てる。ただし、前条第3項により附属学校部長が委員を辞任した場合は、その他の委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

第5条 選考委員会は、第2条第1号の場合は任期満了の日の40日以前に、同条第2号及び第3号の場合はその事由発生後速やかに設置しなければならない。

第6条 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって開くものとする。

第7条 選考委員会は、校（園）長候補者3人以内を選出し、鳥取大学附属学校部運営委員会に報告するものとする。

### （校（園）長候補者の決定）

第8条 鳥取大学附属学校部運営委員会は、選考委員会の選考結果に基づき、校（園）長候補者1人を決定する。

### （学長への推薦）

第9条 附属学校部長は、前条の校（園）長候補者を学長に推薦する。

### （任期）

第10条 校（園）長の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 第2条第2号及び第3号の場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第11条 この規程の定めるもののほか、校(園)長候補者選考に関し必要な事項は、選考委員会が定める。

附 則 (平成16年鳥取大学附属学校部規則第22号)

この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年鳥取大学附属学校部規則第3号)

この規程は、平成18年1月11日から施行する。

附 則 (平成19年鳥取大学附属学校部規則第8号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年鳥取大学附属学校部規則第6号)

この規程は、平成20年2月19日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則 (平成26年鳥取大学附属学校部規則第12号)

この規程は、平成26年11月10日から施行する。

附 則 (平成28年鳥取大学附属学校部規則第22号)

この規程は、平成28年12月15日から施行する。